

※必ずお読みください※

高所作業車運転技能講習について

移動式クレーン運転士免許、小型移動式クレーン運転技能講習を取得されていると、高所作業車の講習にて1部免除があります。

※申し込み後、他の講習・コースに変更、受講者の変更、受験料(受講料)の返金はできません。

※受講可能期間は振込み後1年間まで有効。

※受講日より6ヶ月を過ぎると最初から受講しなければなりませんので注意してください。

1 受講日1週間前までに以下の手続き完了してください。※手続きが出来てない場合は受講できません。

- ① 申込書の記入(押印と証明写真添付 縦3cm以上×横2.4cm以上、家庭用プリンタ出力不可) 当校での撮影1,000円
- ② 講習料金の納入(料金は、予告なく改定することがありますので、ご了承ください。又 請求書の発行は通常いたしませんのでご了承ください。※どうしても必要な場合は早期にご連絡していただき、締め切りまでには入金してください。)
- ③ 講習の一部免除となるためには免許証または修了証のコピーが必要で**※修了証の統合を希望される方は、申込時、受付時にお知らせ下さい。**
- ④ 別紙「免許証・住民票・技能講習修了証 貼り付け用紙」に記載されている必要書類のコピーを貼り付けたもの

2 当日用意するもの

- ① 筆記用具(鉛筆、消しゴム等)・昼食(弁当を持参ください) **注)** ①日程は月毎の予定表によりますので申込み時に必ず確認ください。
- ② 認印(最終日に修了証受領印が必要)・タオル・ヘルメット ②会社での受講等、団体での受講については、相談ください。
- ③ 長袖の上着・長ズボン・運動靴又は作業靴(サンダル等不可) ③FAX・郵送での申込は郵送物到着の電話はいたしませんのでご了承ください。

※最終日に修了証を発行します。(開講時刻に遅れたり、中途退場された場合には修了証は交付できません)

※人数に制限がありますので講習日の1週間前までに、手続きを完了してください。

開講時間は午前9時です。10分位前までに受付を済ませてください。遅刻されますと受講していただくことができません。

途中で受講できなくなった場合は、次の講習日の同内容の日から受講する事ができます。但し、有効期限内に限る。日にち単位ですので朝から来てください。

天候・天災により日程が変更、途中で中止する場合があります。ご了承の上 申込みください。

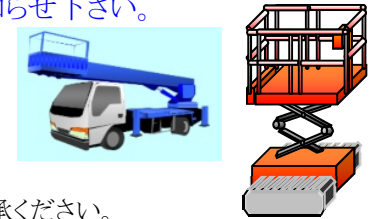
広島労働局長 第136号登録

テクノ教習センター

TEL 082-854-4000

FAX 082-854-9466

振込先 もみじ銀行熊野支店
普通預金 0050123
(株)テクノ自動車学校



コース	条 件	日数	時間	受験料 (受講料) (税込み)	教本代 (税込み)	合計	学科	学科 学科試験	実技 (実技試験)
							/	/	/
B	1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した方 2 普通自動車免許・中型自動車免許・準中型自動車免許・大型自動車免許又は大型特殊自動車免許を有する方 3 フォークリフトの運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した方	2	14	33,043	2,057	35,100	—	9:00～ 19:20 (試験含)	9:00～ 16:05 16:10～試験
C	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	2	12	30,343	2,057	32,400	—	9:00～ 19:20 (試験含)途中 2時間免除あり	9:00～ 16:05 16:10～試験

虚偽の申請、受講日に免除・証明書類が失効していた場合は、当社が発行した書類は無効です。又、当社への損害賠償及び法律により罰せられます。

※ 各コース最終日、実技試験の実施日は、終了時間が大幅に伸びることがあります。

2019年01月01日改定